

令和8年度
工事番号 08-G431-50

県単道路補修工事(交通安全)

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年9月

仙北地域振興局建設部

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目 (節)	条件		内 容
1 共通仕様書の適用			本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和7年10月以降適用）
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指定方式	
		ある 任意着手方式	
3 技術者の専任	●	ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間設定工事	
		ある 通常の契約工事	
		ある 余裕期間設定工事	
4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	

5 電子納品 ※電子納品運用ガイドライン等の運用 (R7.9.5)	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する
6 工事施工調整会議 (三者協議)	●	ない	・対象なし
		ある	
7 施工調査の対象工事	●	ない	・対象なし
		ある	
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	●	ない	・指定事項なし
		ある	
9 検査・品質管理関係			
(1) 中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準(H21.7)	●	ない	・中間検査なし
		ある	
(2) 段階確認 (追加がある場合)	●	ない	・追加確認なし(土木工事共通仕様書のとおり)
		ある	
(3) 重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする
		ある	

(4) 規格値 (新たに定める場合)	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）												
		ある													
(5) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。												
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												
(6) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	・対象なし												
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>												
(7) 品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格 2 億円以上	●	ない	・対象なし												
		ある													
(8) 非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	・対象なし												
		ある (強度)													
		ある (配筋・ かぶり)													
10 ICT活用工事の対象		発注者 指定型													
	●	受注者 希望型		・受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用工事として扱うものとする。 ・工事の実施については、「秋田県ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。											
		対象外													

11 簡易型 I C T 活用工事の対象		発注者 指定型	
	●	受注者 希望型	- 受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事を簡易型ICT活用工事として扱うものとする。 - 工事の実施については、「秋田県簡易型 I C T 活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県 I C T 活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
		対象外	
12 週休 2 日制工事の対象	●	完全 週休 2 日 (土日)	- 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 - 受注者は、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 - 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		完全 週休 2 日 交替制	
13 女性技術者活躍モデル工事の 対象		発注者 指定型	
	●	受注者 希望型	- 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 - モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
14 遠隔臨場の実施	●	ない	- 本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 - 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
		ある	
15 情報共有システム（A S P） の利用			- 受注者は、本工事において情報共有システム（A S P）を原則利用すること。ただし、現場事務所等における通信状況の関係で利用が困難な場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 - 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月以降適用）」による。
16 地下埋設物の損傷事故防止			本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和 6 年 1 2 月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

17 架空線等上空施設の損傷事故防止	・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
18 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	・受注者は、本工事において建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）を活用すること。 ・CCUSの活用については、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要綱」及び「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施運用」に基づいて実施するものとする。
19 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）	・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・受注者は契約書第55条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
20 その他特記事項 （1日未満で完了する作業の積算の適用）	・「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58によるものとする。 ・1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 ・本工事は施工箇所が点在しており、同一施工箇所として取り扱えないことから、飯田工区、茶畑他工区及び山根工区はそれぞれ別箇所として扱うものとする。
21 その他特記事項 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	・本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
22 その他特記事項 （労働者確保に要する間接費の設計変更適用の場合）	1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（共通編）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営繕費：借上費、宿泊費、労働者送迎費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2. 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合等を通知するものとする。 3. 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5. 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書（共通編）により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分を差し引いた費用を土木工事標準積算基準書（共通編）により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。 6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

23 BIM/CIM適用工事の対象		発注者 指定型	
	●	受注者 希望型	・ 本工事は、BIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。 ・ 受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し、「BIM/CIM適用工事実施要領（秋田県）」に基づいて実施する。

第2章 材料

項 目 (節)	条 件		内 容																													
1 工事材料の品質証明指定	●	ない	・ 指定材料なし																													
		ある																														
2 再生資材の使用	●	ない	・ 使用なし																													
		ある																														
3 購入土の品質	●	ない	・ 品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）																													
		ある																														
4 建設発生土の有効利用	●	ない	・ 他工事から搬入なし																													
		ある																														
5 レディーミクストコンクリートの使用		ない																														
	●	ある		・ 下記工種のコンクリートは、レディーミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。 <table><tr><th>工 種</th><th>呼び強度 N/mm2</th><th>スランプ cm</th><th>粗骨材の 最大寸法 mm</th><th>最小セメント 使用量 kg/m3</th><th>最大 水セメント比 %</th><th>セメントの種類</th></tr><tr><td>基礎コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>-</td><td>65</td><td>高炉セメントB種</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (高炉セメントB種の使用) ※1. 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ・ 当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合 ・ 著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ・ 災害復旧等、緊急を要する工事 ・ その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合 (フライアッシュ混合コンクリートの使用) ※1. コンクリート打設が寒冷期(11/1～3/31)になる場合は、原則として使用しない。 ※2. フライアッシュ混合コンクリートで発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ・ 著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ・ 災害復旧等、緊急を要する工事 ・ その他、監督職員がフライアッシュ混合コンクリートの使用が困難と認めた場合	工 種	呼び強度 N/mm2	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m3	最大 水セメント比 %	セメントの種類	基礎コンクリート	18	8	40	-	65	高炉セメントB種														
	工 種	呼び強度 N/mm2		スランプ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m3	最大 水セメント比 %	セメントの種類																								
	基礎コンクリート	18		8	40	-	65	高炉セメントB種																								
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	●	ない	・ 該当なし																													
		ある																														

7 セメントコンクリート製品の指定材料	☒	ない	・指定なし																
	☐	ある	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																
8 瀝青材料の使用	☒	ない	・使用なし																
	☐	ある	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																
9 再生アスファルト混合物の使用 (溶融スラグ入り)	☒	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)																
	☐	ある																	
10 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート 製品または、フライッシュ入りプレ キャストコンクリート製品の使用	☒	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)																
	☐	ある																	
11 県産材(間伐材)を利用した 工事名標示板	☐	ない																	
	☒	ある	・本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。																
12 その他特記事項 (中東情勢の変化による建設 資材の流通状況を踏まえた設 計変更)	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む) 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。																		

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編

第1章 総則

項 目（節）	内 容		
1 積算基準	(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 (2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔道路編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・建設機械等損料算定表（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部		
2 施工調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

1 工程関係

(1) 工期設定	本工事は下記のとおり工期を設定しています。 <table><tr><td>不稼働日数</td><td colspan="4">(工期149日－準備及び後片付け期間60日－その他手続き等に要する期間0日) × (13.8 / 30) = 41日</td></tr><tr><td>準備期間</td><td colspan="4">40日</td></tr><tr><td>後片付け期間</td><td colspan="4">20日</td></tr></table> ※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照					不稼働日数	(工期149日－準備及び後片付け期間60日－その他手続き等に要する期間0日) × (13.8 / 30) = 41日				準備期間	40日				後片付け期間	20日			
不稼働日数	(工期149日－準備及び後片付け期間60日－その他手続き等に要する期間0日) × (13.8 / 30) = 41日																			
準備期間	40日																			
後片付け期間	20日																			
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし																	
		ある																		
(3) 施工時期、時間及び 施工方法の制限	●	ない	・制限なし																	
		ある																		
(4) 関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし																	
		ある																		
(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない	・条件なし																	
		ある																		

2 用地関係																					
(1) 工事用地等の制限	●	ない	・制限なし																		
		ある																			
(2) 官有地(民有地)の使用	●	ない	・使用なし																		
		ある																			
3 公害関係																					
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	●	ない	・制限なし																		
		ある																			
(2) 事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし																		
		ある																			
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】		1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条) 3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。																			
4 安全対策関係																					
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】		ない	・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。 (「施工箇所が点在する工事」の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>計上人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員(A)</td> <td>6 (0)</td> </tr> <tr> <td>飯田工区</td> <td>2 (0)</td> </tr> <tr> <td>茶畑他工区</td> <td>2 (0)</td> </tr> <tr> <td>山根工区</td> <td>2 (0)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(B)</td> <td>6 (0)</td> </tr> <tr> <td>飯田工区</td> <td>2 (0)</td> </tr> <tr> <td>茶畑他工区</td> <td>2 (0)</td> </tr> <tr> <td>山根工区</td> <td>2 (0)</td> </tr> </tbody> </table> ※()は交代要員で内数	名称	計上人数	交通誘導警備員(A)	6 (0)	飯田工区	2 (0)	茶畑他工区	2 (0)	山根工区	2 (0)	交通誘導警備員(B)	6 (0)	飯田工区	2 (0)	茶畑他工区	2 (0)	山根工区	2 (0)
	名称	計上人数																			
	交通誘導警備員(A)	6 (0)																			
飯田工区	2 (0)																				
茶畑他工区	2 (0)																				
山根工区	2 (0)																				
交通誘導警備員(B)	6 (0)																				
飯田工区	2 (0)																				
茶畑他工区	2 (0)																				
山根工区	2 (0)																				
●	ある																				

(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	☒	ない	・対象なし																	
	☐	ある																		
(3) 発破作業に関する事項	☒	ない	・対象なし																	
	☐	ある	・火薬類盗難防止に万全を期すため、保安管理員を配置するものとします。 これ以外に火薬類盗難防止措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を得るものとします。																	
(4) 地下埋設物の確認 (発注時に地下埋設物を把握している場合)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																			
(5) 架空線等上空施設について (発注時に架空線等上空施設を把握している場合)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																			
5 工事用道路関係																				
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	☒	ない	・指定なし																	
	☐	ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																	
(2) 仮設道路の設置	☒	ない	・設置なし																	
	☐	ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>																	
6 仮設備関係																				
(1) 仮設備の指定	☒	ない	・指定なし（任意仮設）																	
			<table border="1"> <tr> <td>仮設備条件等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		仮設備条件等															
	仮設備条件等																			
☐	ある																			

(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>																																			
7 工事支障物件関係																																						
(1) 占用支障物件の有無	●	ない	・占用支障物件なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																			
(2) 占用物件との重複施工	●	ない	・重複施工なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																			
8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																						
(1) 建設リサイクル法の対象工事		ない	【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程毎の作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①仮設</td> <td rowspan="2">仮設工事</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土工事</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎工事</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本体構造</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本体付属品</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥その他 ()</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> ※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	土工事	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	基礎工事	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	本体構造	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	本体付属品	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	⑥その他 ()	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	工程毎の作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																																	
	①仮設	仮設工事		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																	
■有 □無			□手作業 □手作業・機械作業																																			
土工事		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																			
		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																			
基礎工事		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																			
		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																			
本体構造	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																				
	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																				
本体付属品	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																				
	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																																				
⑥その他 ()	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																				
	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																				
	ある																																					
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)		ない	・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 <table border="1"> <tr> <td>①搬入資材</td> <td>残土</td> </tr> <tr> <td>②搬入場所、運搬距離</td> <td>大仙市和合 L=2.0km</td> </tr> <tr> <td>③搬入可能時間</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>④仮置き等</td> <td>なし</td> </tr> </table>	①搬入資材	残土	②搬入場所、運搬距離	大仙市和合 L=2.0km	③搬入可能時間	9:00～17:00	④仮置き等	なし																											
	①搬入資材	残土																																				
	②搬入場所、運搬距離	大仙市和合 L=2.0km																																				
③搬入可能時間	9:00～17:00																																					
④仮置き等	なし																																					
	ある																																					
9 薬液注入関係																																						
(1) 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし																																			
		ある																																				

10 その他																												
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)		ない																										
	●	ある	・ 従来施設の撤去により生じた発生品の扱いは下表のとおりとします。																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>現場内使用の有無</th> <th>収納場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【茶畑他工区】 道路案内標識 (茶畑)</td> <td>5.7m2</td> <td>無</td> <td>大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=16.8km</td> </tr> <tr> <td>【茶畑他工区】 道路案内標識 (道の下)</td> <td>2.8m2</td> <td>無</td> <td>大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=18.2km</td> </tr> <tr> <td>【茶畑他工区】 道路案内標識 (上菅沢)</td> <td>5.7m2</td> <td>無</td> <td>大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=22.7km</td> </tr> </tbody> </table>		品名	数量	現場内使用の有無	収納場所等	【茶畑他工区】 道路案内標識 (茶畑)	5.7m2	無	大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=16.8km	【茶畑他工区】 道路案内標識 (道の下)	2.8m2	無	大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=18.2km	【茶畑他工区】 道路案内標識 (上菅沢)	5.7m2	無	大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=22.7km								
品名	数量	現場内使用の有無	収納場所等																									
【茶畑他工区】 道路案内標識 (茶畑)	5.7m2	無	大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=16.8km																									
【茶畑他工区】 道路案内標識 (道の下)	2.8m2	無	大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=18.2km																									
【茶畑他工区】 道路案内標識 (上菅沢)	5.7m2	無	大仙市飯田家ノ前地内 (飯田高架橋下) L=22.7km																									
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない																										
	●	ある	・ その他の条件は、次のとおりとします。 ・ 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で 当初数量を計上している。																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工区名</th> <th>飯田工区</th> <th>茶畑他工区</th> <th>山根工区</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>57,000</td> <td>57,000</td> <td>57,000</td> <td>円／基・月</td> </tr> </tbody> </table> (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。		工区名	飯田工区	茶畑他工区	山根工区		設置基数	1	1	1	基	設置月数	2	2	1	月	工事期間中の延べ設置基数	2	2	1	基・月	1基の1月当たり単価	57,000	57,000	57,000
工区名	飯田工区	茶畑他工区	山根工区																									
設置基数	1	1	1	基																								
設置月数	2	2	1	月																								
工事期間中の延べ設置基数	2	2	1	基・月																								
1基の1月当たり単価	57,000	57,000	57,000	円／基・月																								
(3) その他条件 (ICT活用工事)	●	発注者 指定型 又は 受注者 希望型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・ 工事の積算については、「秋田県ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。																									
		対象外																										
(4) その他条件 (簡易型ICT活用工事)	●	発注者 指定型 又は 受注者 希望型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・ ICTの活用にあつては、当初は計上していない。 ・ 工事の積算については、「秋田県簡易型ICT活用工事試行要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。																									
		対象外																										

(5) その他条件 (週休2日制工事)	●	完全 週休2日 (土日)	- その他の条件は次のとおりです。 - 本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、完全週休2日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。 - 工期において、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日が未達成の場合は補正は行いません。
		完全 週休2日 交替制	
(6) その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)		発注者 指定型	
	●	受注者 希望型	- 女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 - 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき計上します。 - 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づき、設計変更の対象とします。
(7) その他条件 (遠隔臨場の実施)			- 遠隔臨場を実施する場合の条件は次のとおりです。 - 遠隔臨場に要する費用は、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要綱」に基づき、精算変更において計上する。 - 受注者は、遠隔臨場に要する費用について、見積書等を監督員に提出すること。
(8) その他条件 (現場管理費率における積雪寒冷 地域で施工時期が冬期となる場合 の補正)		ない	
	●	ある	現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。 本工事箇所については、積雪寒冷地域（4級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） 能代市（二ツ井町の区域に限る。） 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） 潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。） 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡
			※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称

(9) その他条件		ない																			
	●	ある	・その他の条件は次のとおりです。 ・工事用除雪が必要となった場合は、別途協議します。 ・特記仕様書及び現場説明書に記載のない事項が起きた場合は、別途協議します。 ・本工事は、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算」により積算しています。 ・本工事における共通仮設費及び現場管理費の金額は、施工箇所毎に算出した金額を合計するものとします。また、共通仮設費率及び現場管理費率については、本工事内容全体で判断した主たる工種により積算しています。																		
(10) その他条件 (施工位置)		位置図添付																			
	●	座標位置	・工事箇所については、以下の緯度経度の座標位置とする。 <table border="1"> <tr> <td>飯田工区</td> <td>39.438505877260496, 140.4826201940212</td> </tr> <tr> <td>茶畑他工区(茶畑)</td> <td>39.54712098150258, 140.54424500118785</td> </tr> <tr> <td>茶畑他工区(道の下)</td> <td>39.55452240025657, 140.55176900852217</td> </tr> <tr> <td>茶畑他工区(上菅沢)</td> <td>39.59348989535498, 140.5761361724955</td> </tr> <tr> <td>山根工区</td> <td>39.43214286240892, 140.44549277691442</td> </tr> </table> ※緯度経度は代表的な位置を示すものです。詳細は平面図等を確認してください。 	飯田工区	39.438505877260496, 140.4826201940212	茶畑他工区(茶畑)	39.54712098150258, 140.54424500118785	茶畑他工区(道の下)	39.55452240025657, 140.55176900852217	茶畑他工区(上菅沢)	39.59348989535498, 140.5761361724955	山根工区	39.43214286240892, 140.44549277691442								
	飯田工区	39.438505877260496, 140.4826201940212																			
茶畑他工区(茶畑)	39.54712098150258, 140.54424500118785																				
茶畑他工区(道の下)	39.55452240025657, 140.55176900852217																				
茶畑他工区(上菅沢)	39.59348989535498, 140.5761361724955																				
山根工区	39.43214286240892, 140.44549277691442																				
(11) その他条件 (建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用)			・建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)を活用する場合の条件は次のとおりとします。 ・CCUS活用にあつる費用は、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施運用」に基づき、当初より計上し、実績等に基づき設計変更することができる。 ・本工事はCCUS活用にかかる費用として、共通仮設費(技術管理費)に下記の想定で当初数量を計上している。 (1) カードリーダー設置費用 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>設置台数</td> <td>1</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>5</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置台数</td> <td>5</td> <td>台・月</td> </tr> <tr> <td>1台当たりの1月当たり単価</td> <td>167</td> <td>円/台・月</td> </tr> </table> (2) 現場利用料(カードタッチ費用) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>労務延べ人数</td> <td>63</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの1回当たり単価</td> <td>9</td> <td>円/人・日</td> </tr> </table>	設置台数	1	台	設置月数	5	月	工事期間中の延べ設置台数	5	台・月	1台当たりの1月当たり単価	167	円/台・月	労務延べ人数	63	人・日	1人当たりの1回当たり単価	9	円/人・日
設置台数	1	台																			
設置月数	5	月																			
工事期間中の延べ設置台数	5	台・月																			
1台当たりの1月当たり単価	167	円/台・月																			
労務延べ人数	63	人・日																			
1人当たりの1回当たり単価	9	円/人・日																			
11 諸経費関係(積算上の条件明示)																					
(1) 施工地域区分			・(「施工箇所が点在する工事」の場合) 本工事における共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、飯田工区、茶畑他工区及び山根工区は施工地域区分「一般交通影響有り(1)-2」としてそれぞれ積算しています。 ・本工事における一般管理費については、工事箇所全体の工事原価に対して算出しています。なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理率にかかる施工地域補正は、飯田工区で設定した係数により積算しています。																		
12 施工方法																					
(1) 一般施工 (見積もり条件)	工種																				
	飯田工区 掘削工 側溝工 その他	・排水構造物の作業土工については、小型バックホウ(クローラ型)〔標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)〕山積0.13m ³ (平積0.10m ³)による施工を想定しているため、掘削の「小規模(標準以外)」により積算しています。これによりがたい場合は、別途協議します。 ・シート敷設は「吸出し防止材設置」歩掛を準用し、材料は遮水シートで積算しています。 ・建設キャリアアップシステム活用費用は現場管理費及び一般管理費の対象としないものとして積算しています。																			